

(仮称) 盛岡学校給食センター整備運営事業 実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見に対する回答

【実施方針に関する質問】

(令和元年10月18日公表)

No	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	(a)	項目名	質問の内容	回答
1	実施方針	4	第1	1	(7)	ア				PFI事業者の収入	設計業務及び建設業務に係る対価として、一部出来高払い等の施設整備期間中の支払いは想定されておりますか。	出来高払いの予定はありません。
2	実施方針	4	第1	1	(7)	ア				PFI事業者の収入	工事監理業務、各種備品調達等業務、学校配膳室の改修業務及び開業準備業務について、貴市からの支払い方法、時期等をお示しください。	入札公告時に公表します。
3	実施方針	5	第1	2	(3)	イ				選定手順	「事業者に移転されるリスクの検討」とありますが、どのように評価されるのか具体的にご教示下さい。	評価方法は公表しません。なお、評価結果は特定事業選定において公表します。
4	実施方針	7	第1	2	(1)					選定のスケジュール	令和2年3月に予定されている対象校の現地見学会では配膳室の内部も見学できるとの理解で宜しいでしょうか。見学会のお考えをご教授願います。	全ての対象校の搬入経路、工事対象となる搬入口、配膳室を対象とした見学会を実施予定です。
5	実施方針	9	第2	3	(1)	ア				入札参加者の参加資格要件	実施方針P9(3.(1)ア)に記載の業務の他に、ファイナンシャルアドバイザー業務やSPC管理業務を行う企業が、SPCに出資し、直接業務を請け負う場合は、「構成員」、SPCに出資せず、直接業務を請け負う場合は、「協力企業」として事業に参加するという認識で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。 なお、設計に当たる者、建設に当たる者、厨房設備の設計・調達・設置に当たる者、工事監理に当たる者、維持管理に当たる者、運営に当たる者のいずれにも当たらない者については、「その他の業務に当たる者」として参加資格要件を定める予定です。詳細は、入札公告時に公表します。
6	実施方針	9	第2	3	(2)	ア				入札参加者の参加資格要件	実施方針P9～P12に記載されている業務別に参加資格が設定されている者の他に、ファイナンシャルアドバイザー業務やSPC管理業務を行う企業は、実施方針P9に記載の「入札参加資格(共通)」を除き、必要な参加資格はないとの認識で宜しいでしょうか。	実施方針に関する質問書回答No5を参照ください。
7	実施方針	9	第2	3	(2)	ア				入札参加者の参加資格要件(共通)	設計、建設、厨房施設の設計・調達・設置、工事監理、維持管理、運営以外の業務を実施する構成企業は、本項に定める要件に加え、盛岡市市営建設工事請負契約競争入札参加資格者名簿、盛岡市建設関連業務委託契約競争入札参加資格者名簿又は盛岡市物品の買入れ等競争入札参加資格者名簿への登録が必要という理解でよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問書回答No5を参照ください。

(仮称) 盛岡学校給食センター整備運営事業 実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見に対する回答

【実施方針に関する質問】

(令和元年10月18日公表)

No	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	(a)	項目名	質問の内容	回答
8	実施方針	9	第2	3	(1)	ア	(7)			入札参加者の構成	「厨房設備の設計・調達・設置に当たるもの」との表記がございますが、物品競争入札参加資格で本事業に参画して、厨房設備を調達・設置を物品契約で担当する企業が設計業務の一部を請け負う必要があるように誤解をしてしまう恐れもありますので、設計業務に当たる者が行う「厨房設備の配置設計に当たるもの」と、厨房設備業務に当たる者が行う「厨房設備の調達・設置に当たるもの」と明確に分けて表記願います。	実施方針(9頁)「入札参加者の構成」の文中「厨房設備の設計・調達・設置に当たる者」を「厨房設備の調達・設置に当たる者」と訂正します。
9	実施方針	11	第2	3	(2)	イ	(1)			建設業務に当たるもの	「建設業務に当たる者は、次のaからdまでの要件を満たすこと。ただし、～」とあります。cの要件を満たす企業は盛岡市に本店を置く企業と考えます。参加に当たり、具体的に建築一式工事丙企業と甲A企業による建設共同企業体(いずれも構成員)を想定しています。この場合、甲A企業はaからdまでの要件を満たすこととなりますが、丙企業はaからbまでの要件を満たすことで参加資格が認められるとの解釈で本当に宜しいのでしょうか。	御理解のとおりです。
10	実施方針	11	第2	3	(2)	イ	(1)			建設業務に当たるもの	参加資格要件を見ると、中央ゼネコン企業のみでの参加では参加資格要件を満足しない要件と考えます。つまり、盛岡市内企業の甲A企業を含む共同企業体であることが中央ゼネコンの参加要件となるとの解釈で宜しいのでしょうか。	御理解のとおりです。
11	実施方針	12	第2	3	(2)	イ	(ウ)	a		入札参加者の参加資格要件	担当する業務に必要な資格(許可、登録、認定)とはどのような資格となるか具体的に提示をお願い致します。	業務を実施するに当たり必要となる資格を事業者において確認、保有し、業務に臨んでいただきます。参加資格審査においては個別に確認はしません。
12	実施方針	13	第2	3	(5)	ア				参加資格の喪失	代表企業の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合は参加資格等を確認の上、市が認めた場合は入札に参加できるとございますが、代表企業以外であれば新たな企業を複数社、入札参加グループに参加させることができると理解して宜しいのでしょうか。	代表企業以外の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合は、入札参加資格等を確認の上、市が認めた場合は、入札に参加できます。入札参加資格を欠いた構成員又は協力企業の業務を新たな企業が担う必要があり、新たな企業がその能力等を有していると市が認めた場合は、新たな企業の参加を認める場合もあります。なお、この場合、新たな企業が複数となる場合も想定されます。
13	実施方針	14	第2	5	(2)	ウ				SPC設立等の要件	「市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他の一切の処分を行ってはならないこと。」とございますが、SPCに融資を行うこととなる金融機関により設定依頼が寄せられた場合、合理的な理由なしに当該承諾を拒否されないとの認識で宜しいのでしょうか。	担保権設定契約の内容によります。

(仮称) 盛岡学校給食センター整備運営事業 実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見に対する回答

【実施方針に関する質問】

(令和元年10月18日公表)

No	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	(a)	項目名	質問の内容	回答
14	実施方針	17	第4	2	(3)	ウ				アレルギー対応食について	可能な範囲で一部代替食を提供とは、どの程度までの想定(メニュー・提供頻度等)でしょうか?	入札公告時に公表します。
15	実施方針	18	第4	2	(2)					提供食数	小学校約4,850食、中学校約3,650食と表に記載ございますが、一日あたり最大8,500食とも記載ございますので、小学校最大4,850食、中学校最大3,650食と読み替えてもよろしいでしょうか?各献立毎の最大食数をお示しいただきませんか、主菜(焼物又は蒸し物、揚げ物)用の厨房設備機器の最適な能力・台数選定ができないためです。また食数変動につきましては、事業者でコントロールが出来ませんので、条件としてお示し願います。	入札公告時に公表します。
16	実施方針	18	第4	2	(2)					提供食数	一日あたりの最大食数と、小学校の最大食数、中学校の最大食数の記載はございますが、最大クラス数の表記がございません。食数変動もクラス数変動につきましても、事業者でコントロールが出来ませんので、条件としてお示し願います。最大クラス数をお示しいただけない場合は、公表資料の各配送校の配膳室資料に記載のクラス数を事業期間中の最大クラス数としていただき、クラス数が増えて食缶やコンテナ、配膳器具等、クラス数が増加することで不足が生じた場合の追加調達、追加調達に関わる増加費用の一切は、市の負担としていただけますようよろしくお願いいたします。	最大クラス数については、現時点で確定していないため、公表の予定はありません。資料8の数量及び最大食数を参照の上、備品の追加調達が必要と判断する場合は、追加調達を見込んでご提案ください。
17	実施方針	18	第4	2	(2)	イ				提供食数	対象校変更とは最大提供食数内(8,500食)での見直しでしょうか。8,500食を超える場合、食器・食缶等の保管場所確保が必要となります。	御理解のとおりです。対象校を変更した場合も、最大提供食数が8,500食を超えることはありません。
18	実施方針	18	第4	2	(4)					施設稼働日数	小学校及び中学校の給食提供日数をお示し頂けますでしょうか。	次のとおりです。 小学校 175日程度/年 中学校 170日程度/年 稼働日数 195日程度/年
19	実施方針	23	別紙1	-	-	-	-	-	-	第三者への賠償リスク	市の事由以外による事故によるものが民間の負担とございますが、原案の通りですと、事業者が善管理義務を問わず賠償が発生する場合等、事業者に帰責がない場合も民間の負担となり、事業者の負担が過多かと存じます。事業者の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合に民間の負担となるよう、ご再考願います。	第三者への賠償リスクの考え方については、基本的に御理解のとおりです。事業者の責に帰すべき事由でないことを事業者自ら証明した場合は、事業者の負担となりません。

(仮称) 盛岡学校給食センター整備運営事業 実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見に対する回答

【実施方針に関する質問】

(令和元年10月18日公表)

No	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目名	質問の内容	回答
20	実施方針	23	別紙1	-	-	-	-	-	-	事業の中止・延期・遅延リスク	市の帰責事由以外による事業の中止・延期・遅延は民間の負担とございますが、原案の通りですと、不可抗力等、事業者には帰責がない場合も民間の負担となり、事業者の負担が過剰かと存じます。事業者の帰責事由による事業の中止・延期・遅延の場合において民間の負担となるよう、ご再考願います。	事業の中止・延期・遅延リスクの考え方については、基本的に御理解のとおりです。事業者の責に帰すべき事由でないことを事業者自ら証明した場合は、事業者の負担となりません。なお、不可抗力については、実施方針(23頁)「不可抗力リスク」を参照ください。
21	実施方針	23	別紙1	-	-	-	-	-	-	光熱水費リスク	光熱水費リスクについて、単価の変動によるものは市が負担するとありますが、基本料金、従量料金ともに単価の変動は貴市のリスクとの理解でよろしいでしょうか。	単価の物価変動については、御理解のとおりです。
22	実施方針	23	別紙1	-	-	-	-	-	-	物価変動リスク	No. 21及び22の物価変動リスクの具体的分担方法については、入札公告時に示されるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
23	実施方針	23	別紙1	-	-	-	-	-	-	物価変動リスク	施設供用前の物価変動についてのリスク区分が示されていますが、設計業務及び建設業務に係る対価における物価変動による改定を想定されているとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
24	実施方針	24	別紙1	-	-	-	-	-	-	設計遅延・調査・設計費等の増大リスク	市の帰責事由以外による設計の完了遅延・設計費の増大は民間の負担とございますが、原案の通りですと、不可抗力や第三者の帰責による場合等、事業者には帰責がない場合も民間の負担となり、事業者の負担が過剰かと存じます。事業者の帰責事由による設計の完了遅延・設計費の増大の場合において民間の負担となるよう、ご再考願います。	設計遅延・調査・設計費等の増大リスクの考え方については、基本的に御理解のとおりです。事業者の責に帰すべき事由でないことを事業者自ら証明した場合は、事業者の負担となりません。なお、不可抗力については、実施方針(23頁)「不可抗力リスク」を参照ください。
25	実施方針	24	別紙1	-	-	-	-	-	-	工事遅延・工事費増大リスク	市の帰責事由以外による工事遅延、工事費の増大は民間の負担とございますが、原案の通りですと、不可抗力や第三者の帰責による場合等、事業者には帰責がない場合も民間の負担となり、事業者の負担が過剰かと存じます。事業者の帰責事由による工事遅延、工事費の増大の場合において民間の負担となるよう、ご再考願います。	工事遅延・工事費増大リスクの考え方については、基本的に御理解のとおりです。事業者の責に帰すべき事由でないことを事業者自ら証明した場合は、事業者の負担となりません。なお、不可抗力については、実施方針(23頁)「不可抗力リスク」を参照ください。
26	実施方針	24	別紙1	-	-	-	-	-	-	供用開始の遅延リスク	市の帰責事由以外による維持管理・運営開始の遅延に関するものは民間の負担とございますが、原案の通りですと、不可抗力や第三者の帰責による場合等、事業者には帰責がない場合も民間の負担となり、事業者の負担が過剰かと存じます。事業者の帰責事由による維持管理・運営開始の遅延の場合において民間の負担となるよう、ご再考願います。	供用開始の遅延リスクの考え方については、基本的に御理解のとおりです。事業者の責に帰すべき事由でないことを事業者自ら証明した場合は、事業者の負担となりません。なお、不可抗力については、実施方針(23頁)「不可抗力リスク」を参照ください。

(仮称) 盛岡学校給食センター整備運営事業 実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見に対する回答

【実施方針に関する質問】

(令和元年10月18日公表)

No	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目名	質問の内容	回答
27	実施方針	24	別紙1	-	-	-	-	-	-	施設等損害リスク	原案の通りですと、不可抗力や第三者による施設への損害も事業者のリスクに含まれてしまうため、事業者の負担が過剰かと存じます。事業者の責に帰する損害が生じた場合において事業者の負担となるよう、ご再考願います。	施設等損害リスクの考え方については、基本的に御理解のとおりです。事業者の責に帰すべき事由でないことを事業者自ら証明した場合は、事業者の負担となりません。なお、不可抗力については、実施方針(23頁)「不可抗力リスク」を参照ください。
28	実施方針	24	別紙1	-	-	-	-	-	-	施設等損傷リスク	市の帰責事由以外による施設の損傷は民間の負担とございますが、原案の通りですと、不可抗力や第三者による施設への損傷も事業者のリスクに含まれてしまうため、事業者の負担が過剰かと存じます。事業者の責に帰する損傷が生じた場合のみ事業者の負担となるよう、ご再考願います。	実施方針に関する質問書回答No27を参照ください。
29	実施方針	24	別紙1	-	-	-	-	-	-	物価変動リスク	供用開始前、供用開始後の民間に△が付されていますがどのような意味でしょうか。また、物価変動に対する事業費改定の有無、指標等についての考え方についてご教示願います。	前段については、単価の変動によるものは市が負担し、使用量によるものは事業者が負担するという意味で、「△」としています。なお、実施方針(23頁)の文中「物価変動リスク」を「物価変動リスク(※3)」と訂正します。後段については、入札広告時に示します。
30	実施方針	24	別紙1	-	-	-	-	-	-	需要変動リスク	事業契約以降に学校提供先、クラス数が変動したことにより、追加調達が必要となった場合のリスクも整理No.46に含まれるとの理解でよろしいでしょうか？	御理解のとおりです。なお、対象校の変更については、実施方針(18頁)「提供食数」も参照ください。
31	実施方針	24	別紙1	-	-	-	-	-	-	需要変動リスク	整理No.47「児童数の変動によるもの」の負担者が民間となっておりますが、事業契約以降に学校提供先、クラス数が変動したことにより、追加調達が必要となった場合の負担は、市としていただけないでしょうか？	事業期間中に対象校の変更が予定されており、変更によって配送ルート等が変更となる場合は、市と事業者と協議の上、要求水準の変更に伴う契約変更を予定しています。なお、実施方針(18頁)「提供食数」も参照ください。
32	実施方針	24	別紙1	-	-	-	-	-	-	需要変動リスク	No.47及びNo.48の需要変動リスクは、維持管理及び運営業務に関するサービス対価について、提供食数の変動に応じて変動する費用は変動費としてお支払頂くことを想定してのリスク分担という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

(仮称) 盛岡学校給食センター整備運営事業 実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見に対する回答

【実施方針に関する意見・提案】

(令和元年10月18日公表)

No	書類名	頁	第 1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目名	質問の内容	回答
1	実施方針	4	第 1	1	(7)	ア				PFI事業者の収入	元利均等方式により事業者を支払われる設計業務及び建設業務に係る対価における消費税については、一時金と同時にお支払い頂くことをご検討願います。	設計業務及び建設業務に係る対価については、市の債務発生時の税込総額を一時金と割賦払いに配分しますので、消費税については、債務発生時に処理すべきと想定しています。詳細は税務署にご確認ください。
2	実施方針	7	第 2	2	(1)					事業者の募集及び選定のスケジュール	事業用地及び対象校の現地見学会が令2年3月中旬ですと、提案書書類受付まで準備期間が短い為、入札公告直後令和2年1月中旬に変更頂けますようご検討をお願いいたします。	学校及び生徒に対する外部からの接触を必要最低限とするため、資格審査後の休業期間に設定しておりますので御了承ください。

(仮称) 盛岡学校給食センター整備運営事業 実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見に対する回答

【要求水準書(案)に関する質問】

(令和元年10月18日公表)

No	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目名	質問の内容	回答
1	要求水準書(案)	-	-	-	-	-	-	-	-	資料一覧	造成工事図(抜粋)【入札公告時に公表】とありますが、当事業で行う工事か否か、工事範囲をご教示下さい。 なお、別件工事であれば現時点で公表できるものはないでしょうか?	造成工事は、市が行います。 なお、造成工事図は、入札公告時に公表します。
2	要求水準書(案)	1	第1	2	(3)	ウ				創意工夫の発揮について	具体性、コストの妥当性、公共的施設としての適性等に基づいてこれを適切に評価するとありますが、どのような評価視点にて判断されるのかお示しください。	入札公告時に公表します。
3	要求水準書(案)	4	第1	6	(4)					食育の推進	下処理から調理及び洗浄まで一連の流れを一通り見学できる構造の施設とありますが、見学通路の整備及びカメラの設置に関しては、事業者提案で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
4	要求水準書(案)	5	第1	7	(1)	イ				配送校及び学級数	臨時的な給食の提供は、当初の小学校9校、中学校8校用の設備や運営備品などで対応可能な範囲で行うものであり、予備や追加での調達は不要という理解でよろしいでしょうか。 予備が必要な場合、貴市が想定している数量等をお示しください。	臨時的に給食を提供する学校は当初の小学校9校、中学校8校にプラスして発生しますが、その場合も、本施設の1日の最大提供食数は8,500食の範囲内です。備品の追加調達等が必要と判断する場合は、追加調達を見込んでご提案ください。
5	要求水準書(案)	5	第1	7	(1)	キ				配送方式	食器・食缶の別配送方式の提案は不可でしょうか。	可とします。なお、要求水準書(5頁)「配送方式」を訂正し、入札広告時に公表します。
6	要求水準書(案)	5	第1	7	(1)	キ				配送方式	食器・食缶同時配送は必須であり、食器・食缶を2段階で配送することは認められないということでしょうか。	要求水準書に関する質問書回答No5を参照ください。
7	要求水準書(案)	5	第1	7	(1)	キ				配送方式	「コンテナ方式(食器・食缶同時配送)とする。」とあります。事業者のノウハウを活かした提案を可能にするため、配送方式は事業者の提案に委ねるとしていただけないでしょうか。	コンテナ方式とし、食器・食缶の別配送は可とします。
8	要求水準書(案)	6	第1	7	(3)	オ				業務範囲	学校配膳室の改修業務に当たる者は入札参加者の構成の「建設に当たる者」が行うとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
9	要求水準書(案)	7	第1	7	(5)	ア				設計・建設期間	設計・建設期間は、令和5年1月31日の誤りでしょうか。	御理解のとおりです。なお、要求水準書(7頁)「設計・建設期間」の文中「令和5年2月28日」を「令和5年1月31日」と訂正します。

(仮称) 盛岡学校給食センター整備運営事業 実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見に対する回答

【要求水準書(案)に関する質問】

(令和元年10月18日公表)

No	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	(a)	項目名	質問の内容	回答
10	要求水準書(案)	7	第1	7	(5)	ア				事業期間	設計・建設期間が令和3年1月1日～令和5年2月28日と、他の給食センターPFI案件と比較して大変長く設定されています。どのような工事を想定されているのでしょうか。	要求水準書(7頁)「設計・建設期間」は、「令和3年1月1日～令和5年1月31日」と訂正します。また、設計・建設期間は、冬季の積雪による影響等を考慮し、余裕を持って設定しています。
11	要求水準書(案)	11	第1	9	(1)	ウ					給食を食した場合の1食あたりの給食費をご教示下さい。	現在の給食費は、小学校278円/食、中学校318円/食ですが、今後の情勢等により値上げする可能性があります。
12	要求水準書(案)	11	第1	9	(2)					普通火災保険	事業者の過失等(故意、重過失を含む)による火災に対応するための保険であれば、普通火災保険でなくても構わないのでしょうか。	御理解のとおりです。詳細は、入札公告時に公表します。
13	要求水準書(案)	11	第1	9	(2)					保険	事業者の過失等(故意、重過失を含む)による火災に対応するものであれば、普通火災保険以外の保険を付すことを認めて頂けますでしょうか。	要求水準書に関する質問書回答No12を参照ください。
14	要求水準書(案)	12	第2	1						敷地条件	事業用地へは北側・東側道路の工事完了後(令和3年4月以降)でないかと、仮設や地質調査等立入れないのでしょうか?	工事完了前の立入りについては、工事担当課である盛岡南整備課に確認、調整の上、行ってください。
15	要求水準書(案)	12	第2	1	(2)	ウ				道路	東側および西側の市道の号線が●表記となっています。修正したものをご明示ください。	東側：市道22号線、西側：市道243号線となります。
16	要求水準書(案)	13	第2	1	(3)	エ・オ				インフラ条件等	都市ガス、LPガスの選択は提案者に委ねるものとして宜しいのでしょうか?	御理解のとおりです。
17	要求水準書(案)	13	第2	1	(3)	カ				インフラ条件等	利用電力量により配電設備が変わる為、事前事業者(東北電力)との協議が必要との事ですが、協議は入札前に行うのでしょうか?その場合の秘密保持はどのように進めるのでしょうか?	協議は、落札者決定後に行ってください。ただし、事業者の責任において入札前に相談することを妨げません。

(仮称) 盛岡学校給食センター整備運営事業 実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見に対する回答

【要求水準書(案)に関する質問】

(令和元年10月18日公表)

No	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目名	質問の内容	回答
18	要求水準書(案)	13	第2	1	(3)	エ				都市ガス	中圧管を敷設するかどうかは、入札公告までに貴市と事業者(盛岡ガス)との協議により決定されるという理解でよろしいでしょうか。 また、低圧管及び中圧管(敷設する場合)の敷地までの敷設にかかる費用は、事業者(盛岡ガス)の負担という理解でよろしいでしょうか。	中圧管の敷設について、市は、盛岡ガスと協議は行いません。 また、事業者において低圧管及び中圧管を必要とする場合は、事業者にて盛岡ガスと協議を行ってください。
19	要求水準書(案)	13	第2	1	(3)	エ				都市ガス	中圧を引込む計画とし、敷設に係る負担金等の費用が発生することとなった場合は、事業者の施設整備費に含めるとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
20	要求水準書(案)	13	第2	1	(3)	キ				通信	市の庁内LANについては、P21(オ)記載の通り空配管の整備までが事業者の業務範囲という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
21	要求水準書(案)	14	第2	2	(1)	ア	(キ)			道路	「雪置場等については…緑地を使うことも可とする。」とありますが、ここでいう緑地とは敷地内の緑化する部分を指しているのでしょうか。	御理解のとおりです。
22	要求水準書(案)	14	第2	2	(1)	イ				本施設の区域区分	共用部分の献立試作室の内容は提案者に委ねるものとしてよろしいでしょうか？ もしくは、設置に当たり、必須の機器等がありますでしょうか？	献立試作室の内容については、御理解のとおりです。 なお、資料7「献立試作室」の備品を必須とし、それ以外については事業者の提案に委ねます。
23	要求水準書(案)	14	第2	2	(1)	イ				施設内ゾーニング及び動線計画	汚染作業区域室前室(午前、午後)、非汚染作業区域前室(午前、午後)と記載ありますが、午前、午後と前室を分けるとの理解でよろしいでしょうか。	前室については、午前と午後で分ける必要はありません。事業者の提案に応じて、汚染作業区域、非汚染作業区域に対して適切に設けてください。
24	要求水準書(案)	14	第2	2	(1)	イ				施設内ゾーニング及び動線計画	市職員専用部給湯室は、市職員用事務室内に給湯エリアとして配置する事は可能でしょうか。	可とします。
25	要求水準書(案)	14	第2	2	(1)	イ				施設内ゾーニング及び動線計画	市職員専用部更衣室の男女ごとのロッカー設置数をご教示願います。	男5、女5です。
26	要求水準書(案)	15	第2	2	(1)	ウ	(サ)	f		一般エリア	市職員用事務室からの死角を出来る限り少なくとありますが、目視に限らずモニター設置するなど提案に委ねるものとしてよろしいでしょうか？	御理解のとおりです。

(仮称) 盛岡学校給食センター整備運営事業 実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見に対する回答

【要求水準書(案)に関する質問】

(令和元年10月18日公表)

No	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目名	質問の内容	回答
27	要求水準書(案)	17	第2	2	(4)	ウ	(カ)			内部仕上げ	「前室と汚染作業区域・非汚染作業区域の人の往来動線に位置する扉及び、カート、コンテナ類の動線上に位置する扉は自動扉」とありますが、衛生面を考慮し、運営上において手動扉が望ましいと事業者が判断した場合は、手動扉をお認め頂けますでしょうか。	原則、不可とします。 ただし、自動扉と同等以上の衛生環境が確保されることが確実な提案がある場合には、詳細を提案時にお示しください。
28	要求水準書(案)	17	第2	2	(4)	ウ	(カ)			内部仕上げ	自動ドアの設置は、衛生面や作業性に配慮することを前提に、事業者の提案によるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
29	要求水準書(案)	18	第2	2	(4)	オ	(カ)			化学物質の濃度測定について	「指針値を決めていない有害物質も含めて、有害物質を無くす努力を~行うこと。」とあります。設計・施工を通して有害物質を無くす努力を行うに当たり、貴市が想定する「指針値を決めていない有害物質」とは何なのか、また、「無くしてほしい有害物質」がありましたらご教示願います。	市として想定する具体的な有害物質はありません。事業者で有害物質と想定するものがあれば、無くす努力を行ってください。
30	要求水準書(案)	21	第2	2	(6)	イ	(ウ)			受変電・電力貯蔵・発電設備	災害時(インフラ供給停止時)の給食提供や炊き出しの実施について、貴市の方針をご提示ください。	災害時の炊き出しについては、現時点では想定していません。
31	要求水準書(案)	22	第2	2	(6)	イ	(キ)			テレビ共同受信設備	NHK受信料は貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。	本施設内の全てのテレビについて、受信料は、事業者が支払うものとして入札価格を算定してください。
32	要求水準書(案)	23	第2	2	(6)	エ	(イ)	a		給水・給湯・給蒸気設備	「80℃以上の熱湯を供給」とありますが、施設すべての給湯設備から80℃以上の熱湯の供給が必要でしょうか。ご教示お願い致します。	80℃以上の熱湯は、食器等洗浄時の利用を想定していますが、食器洗浄機等で適切に加熱昇温が可能な場合はこれに変えることも可とします。 また、食器等洗浄以外に80℃以上の熱湯を供給することについては、事業者の提案に委ねます。
33	要求水準書(案)	28	第2	3	(2)	イ	(オ)			厨房設備等の共通事項	設備配管等が機外に露出していない構造との事ですが、構造上、接続部分が機外に出ている厨房機器もある為、努めるといった事で宜しいでしょうか?	露出する必然性があるもの以外は露出していない構造としてください。
34	要求水準書(案)	28	第2	3	(2)	イ	(ク)			厨房設備等の共通事項	「事業者用事務室に異常が通知されるシステム」とありますが、事業者事務室以外に通知は必要でしょうか。また、調理・加工機器にも温度監視機能が必要でしょうか。ご教示お願い致します。	事業者事務室以外には、不要です。 調理・加工機器は、人的監視、連絡でも可とします。

(仮称) 盛岡学校給食センター整備運営事業 実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見に対する回答

【要求水準書(案)に関する質問】

(令和元年10月18日公表)

No	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目名	質問の内容	回答
35	要求水準書(案)	28	第2	3	(2)	イ	(イ)			厨房設備の共通事項	「保管機器, 調理・加工機器及び洗浄・消毒機器」とございますが, 保管機器とは和え物室などで食材及び調理済みの食材を保冷する場合に使用する冷蔵庫(室), 冷凍庫(室)との理解でよろしいでしょうか?	御指摘以外の冷蔵庫(室), 冷凍庫(室)を含む, 温度管理が必要な機器と御理解ください。
36	要求水準書(案)	28	第2	3	(2)	イ	(イ)			厨房設備の共通事項	「保管機器, 調理・加工機器及び洗浄・消毒機器」とございますが, 調理・加工機器とは調理釜, 揚物機, スチームコンベクションオープン, 真空冷却機との理解でよろしいでしょうか?	例示いただいた機器に代表される温度管理が必要な機器と御理解ください。
37	要求水準書(案)	28	第2	3	(2)	イ	(イ)			厨房設備等の共通事項	保管機器・調理・加工機器及び洗浄・消毒機器の温度に異常がある場合には, 事業者用事務室に異常が通知されるシステムとすることとございますが, 異常が出た場合に調理員により通知する方法でも宜しいのでしょうか。	御理解のとおりです。
38	要求水準書(案)	28	第2	3	(2)	イ	(イ)			厨房設備の共通事項	「温度に異常がある場合には, 事業者用事務室に異常が通知されるシステムとすること」とございますが, 異常を事務所に通知する機能が全ての機器に標準装備ではありません。また調理・加工機器や洗浄機器のように, 使用する間は必ず人が操作している機器についてまで事務所に通知する機能を装備することが, 本当に必要とされていらっしゃるのでしょうか? 異常を事務所に電氣的に通知するかどうか, 人的に通知するかどうか, 事業者の最良提案とさせていただけないでしょうか?	「システム」とは, 仕組みのことを示しており, 電氣的, 人的等の制限は設けておりません。
39	要求水準書(案)	28	第2	3	(2)	ウ	(ウ)	c		食材の検収・保管・下処理機器等	外装, 内装は衛生管理が容易に行えるステンレス製, 取手は抗菌仕様とございますが, 全てのメーカー・全ての機種・全てのサイズに抗菌ステンレス製があるわけではありませんので, 外装, 内装は衛生管理が容易に行えるステンレス製でよいという事で宜しいのでしょうか。	原案のとおり, 全てのメーカー・全ての機種・全てのサイズに抗菌ステンレス製を求めているものではありません。外装, 内装についてはステンレス製, 取手については抗菌仕様としてください。
40	要求水準書(案)	29	第2	3	(2)	エ	(エ)	a		調理釜	調理能力を満たすものであれば, 釜容量や台数等は提案者に委ねるものとしてよろしいでしょうか?	御理解のとおりです。
41	要求水準書(案)	29	第2	3	(2)	エ	(エ)	a		調理釜	「320L程度の釜」とありますが, 満水量でしょうか, 使用量でしょうか。ご教示お願い致します。また, 「副菜用5台程度, 下茹用4台程度設置」とありますが, 何リットルの釜を想定していますでしょうか。お教え願います。	要求水準書に関する質問回答No40を参照ください。

(仮称) 盛岡学校給食センター整備運営事業 実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見に対する回答

【要求水準書(案)に関する質問】

(令和元年10月18日公表)

No	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目名	質問の内容	回答
42	要求水準書(案)	29	第2	3	(2)	エ	(ア)	b		調理釜	「和え物用(和え作業用。フルーツポンチ等を含む。)として、必要台数を設置」とありますが、29頁、第2章、3、(2)、エ、(ア)、aの釜とは別に設置が必要か。ご教示お願い致します。また、何リットルの釜を想定していますでしょうか。お教え願います。	要求水準書に関する質問回答No40を参照ください。
43	要求水準書(案)	29	第2	3	(2)	エ	(イ)	a		調理・加工機器	連続式揚物機とし、主菜2献立のうち1献立分の食数(約4,500食/日)が調理可能となる台数を設置することとありますが、連続式揚物機の調理食数の最大は4,500食以上にはならないと捉えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
44	要求水準書(案)	29	第2	3	(2)	エ	(ウ)	a		調理・加工機器	焼物・蒸物用とし、主菜2献立分の食数(8,500食)が調理可能となる台数を設置することとありますが、焼物8,500食/蒸物8,500食の調理可能な機器と及び台数と捉えて宜しいでしょうか。	焼物と蒸物を合わせて8,500食です。
45	要求水準書(案)	30	第2	3	(2)	カ	(オ)	c		消毒保管庫、殺菌庫	「食器・トレイをコンテナに収納した状態で消毒」とありますが、88頁、第10章、6、(1)、サに「保管したトレイは、給食開始日までに各学校へ配送すること」とあるので、トレイの保管は各学校での保管という認識で宜しいのでしょうか。ご教示お願い致します。	トレイは本施設で保管します。なお、要求水準書(88頁)「洗浄業務」を訂正し、入札広告時に公表します。
46	要求水準書(案)	31	第2	3	(2)	カ	(オ)	f		洗浄・消毒・保管の機器	上処理用かごの消毒保管庫は、上処理室及び下処理室の両側から開閉可能なものとするにとありますが、運営企業と検討の上、最良提案が可能な場合は、必ずしも両側から開閉可能でなくても良いでしょうか。	御理解のとおりです。
47	要求水準書(案)	31	第2	3	(3)	ア	(イ)			人(調理業務従事者等)の動線	「各作業委区域の入り口に…エアシャワー等を設けること。」とありますが、添付資料6、P.3においては非汚染作業区域にはエアシャワーを設けることとなっておりますが、エアシャワーは非汚染作業区域の入り口のみでよろしいでしょうか。	非汚染作業区域の入口の他、食材の下処理を行う区域への入口にも設置することとします。なお、要求水準書(31頁)「人(調理業務従事者等)の動線」を訂正し、入札広告時に公表します。
48	要求水準書(案)	32	第2	3	(3)	イ	(ウ)			物の動線	「野菜」と「果物」についても保管用冷蔵庫等は個別に設置が必要でしょうか?	野菜、果物といった分類ではなく、生食用と加熱用という観点で設置してください。

(仮称) 盛岡学校給食センター整備運営事業 実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見に対する回答

【要求水準書(案)に関する質問】

(令和元年10月18日公表)

No	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目名	質問の内容	回答
49	要求水準書(案)	39	第4	2						建設工事業務及び厨房設備の調達・設置業務	各段階の提出書類についての記載がございますが、厨房設備については物品での入札参加資格を求められていることから、工事契約時に必要となる工事関係書類等は、記載の内容を全て求められているのではなく、具体的に厨房設備と記載がある書類を、建築・設備工事書類に合わせて提出を求められているとの理解でよろしいでしょうか？	提出方法についてはご理解のとおりですが、必要な書類は確実に提出してください。
50	要求水準書(案)	47	第6	2	(1)	ア				コンテナ	コンテナは厨房備品扱いですが、厨房設備一覧表作成の際に、一覧表に含めても宜しいでしょうか？	御理解のとおりです。
51	要求水準書(案)	47	第6	2	(1)	ア	(イ)			厨房備品	配膳器具のセットは、その日に使用しない配膳器具もセットし、提供する認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
52	要求水準書(案)	48	第6	2	(3)	エ	(イ)			アレルギー対応食容器	個別容器から喫食しやすく記載がありますが、クラス内の食器の移し替えは無いのでしょうか。	ランチジャーでの直接喫食を想定しています。
53	要求水準書(案)	48	第6	2	(3)	エ	(イ)			アレルギー対応食容器	個別容器から喫食しやすく記載されていますが、アレルギー対応食容器から食器に配食はしないのでしょうか。	要求水準書に関する質問回答N052を参照ください。
54	要求水準書(案)	50	第7	1	(2)					配膳室改修業務	改修時期について、年度が●表記となっています。ご明示くださいようお願いいたします。	基本的には令和3～4年の長期休業時期を想定していますが、詳細は入札広告時に示します。
55	要求水準書(案)	52	第8	2	(1)	イ				開業準備業務計画書の作成及び開業準備業務報告書の提出	開業準備業務報告書の提出は、本施設の引き渡しまでではなく、維持管理・運営業務の開始まででよろしいでしょうか。	開業準備業務報告書の提出については、業務終了後速やかに提出してください。なお、要求水準書(52頁)「開業準備業務計画書の作成及び開業準備業務報告書の提出」の文中「本施設の引渡しまで」を「業務終了後速やかに」と訂正します。
56	要求水準書(案)	53	第8	2	(5)	イ				給食試食会	調理した食品等の処分は事業者が負担するものとありますが、何食程度を想定されていますか、ご教示下さい。	入札公告時に公表します。
57	要求水準書(案)	69	第9	8	(2)	エ	(オ)	d		受水槽	年3回の定期点検とは、水質検査(16項目, 11項目, 消毒副生成物)を指すものでしょうか。	御理解のとおりです。
58	要求水準書(案)	69	第9	8	(3)	ア	(ウ)			廃棄物等処理業務	飲み残しの牛乳とありますが、牛乳パックは学校処分でしょうか。	御理解のとおりです。

(仮称) 盛岡学校給食センター整備運営事業 実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見に対する回答

【要求水準書(案)に関する質問】

(令和元年10月18日公表)

No	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	(a)	項目名	質問の内容	回答
59	要求水準書(案)	69	第9	8	(3)	ア	(ウ)			廃棄物等処理業務	飲み残しの牛乳とありますが、処理の対象は飲み残しの牛乳のみであり、未開封の牛乳については牛乳業者が回収するとの理解でよろしいでしょうか。	未開封のものも牛乳回収缶に開封し、飲み残しの牛乳として本施設に回収し処理します。
60	要求水準書(案)	70	第9	9	(1)	エ				監視カメラ	設置する監視カメラの映像については、 ①通信回線を使用した警備基地局等での常時監視及び録画 ②給食センター内に設置した録画装置による記録のいずれの方式とするべきでしょうか。 また、録画の保存期間は1週間よろしいでしょうか。	方式については、事業者の提案に委ねます。 なお、録画の保存期間は、1週間としてください。
61	要求水準書(案)	77	第10	2	(2)	ア				専任報告書の届出	施設責任者と記載がありますが、こちらは誤記でしょうか。	御理解のとおりです。なお、要求水準書(77頁)「専任報告書の届出」の文中「施設責任者」を削除します。
62	要求水準書(案)	77	第10	2	(4)	イ				調理業務打合せ	SPCの従業員を出席と記載がありますが、こちらは誤記でしょうか。	御理解のとおりです。なお、要求水準書(77頁)「調理業務打合せ」の文中「若しくはSPCの従業員」を削除します。
63	要求水準書(案)	77	第10	2	(4)	イ				調理業務打ち合わせ	SPCの従業員を出席させることとありますが、どのような役職者を想定しているのでしょうか。また、SPCに従業員がいない場合は出席する必要がないという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に関する質問書回答No62を参照ください。
64	要求水準書(案)	77	第10	2	(4)	ウ				その他	SPCの従業員は～と記載がありますが、こちらは誤記でしょうか。	要求水準書に関する質問書回答No62を参照ください。
65	要求水準書(案)	81	第10	3	(1)						食材搬入車の想定される最大の車両サイズや1日の車両台数(翌日・当日)を配置計画の検討に際して、お示し頂けますでしょうか。	現在の都南学校給食センターでは、3トン車で、前日納品5台程度、当日納品10台程度です。本施設においては、食数が異なることからお示しできません。
66	要求水準書(案)	80	第10	3	(1)					検収補助	卵の納品形態(殻付き卵・液卵・凍結卵)をご教示願います。	凍結液卵を想定しています。
67	要求水準書(案)	80	第10	3	(1)					検収補助	鶏卵の使用はあるのでしょうか。使用の場合、液卵・殻付き卵のどちらでしょうか。 また、食材搬入用プラットホームは肉・魚用からの納品と考えているのでしょうか。	鶏卵については、要求水準書に関する質問書回答No66を参照ください。 なお、プラットホームについては、御理解のとおりです。
68	要求水準書(案)	81	第10	3	(1)					検収補助	調理前日の10:30頃に納品される加工品とは、どの範囲までが加工品となるのかご教示ください。(例:冷凍メンチカツ、冷凍ポテトコロケ等は加工品扱いとなるのか) また、ヨーグルト、ゼリー等の納入時刻もご教示ください。	現都南センターにおいて前日に納品される加工品は、冷凍メンチカツ・コロケ等です。表は現在の都南センターでの納入時刻であるため、実施にあたり市と協議することとします。 また、ゼリーは当日7:30に給食センターに納品されています。 ヨーグルトは、現在、学校へ直接配送されていますので搬入時間は未定ですが、提供当日のセンター納品を想定しています。

(仮称) 盛岡学校給食センター整備運営事業 実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見に対する回答

【要求水準書(案)に関する質問】

(令和元年10月18日公表)

No	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目名	質問の内容	回答
69	要求水準書(案)	80	第10	3	(1)	ア				検収補助	4行目の「市職員が作業に間に合わない場合は、市と連絡のうえ、事業者にて適切に作業を進めること。」の適切な作業とは、どの程度まで事業者側に許されるのかご教示ください。 (例：腐れや虫付着の野菜が納品された場合、貴市へ連絡後、事業者側の判断で対象食材の廃棄を行える。)	市と連絡の上、市の指示に従って作業を進めていただきます。
70	要求水準書(案)	81	第10	3	(1)					食材の納入について	納入される食材に「卵」が記載されていませんが、現在は卵を使用した献立は提供していないのでしょうか。新しい施設で「卵」を使用した献立の提供を想定されていたら、納入形態をお示しください。	要求水準書に関する質問書回答No66を参照ください。
71	要求水準書(案)	80	第10	3	(2)	イ				食品の保管及び管理	デザート等の納品は提供の何日前でしょうか。	提供当日を想定しています。
72	要求水準書(案)	84	第10	4	(3)	ア	(ケ)			生野菜の提供について	提供を想定している生野菜は何がありますでしょうか。	現状、学校給食衛生管理基準(文部科学省)において、野菜類は原則加熱調理とされています。今後の可能性として生野菜の提供も視野に入れていますが、現段階では具体的に提供する野菜については明言できません。
73	要求水準書(案)	84	第10	4	(3)	ア	(ケ)			調理等業務	「生野菜の提供も視野に入れた設備で流水し、水洗いすること」とありますが、どのような生野菜の提供を視野に入れているのでしょうか。	要求水準書に関する質問書回答No72を参照ください。
74	要求水準書(案)	84	第10	4	(3)	イ	(ア)	d		アレルギー対応食の提供	調理は、アレルギー専用調理室で行うことを基本としますが、和え物室、煮炊き調理室、揚物・焼物・煮物室で調理した加工品をアレルギー室内へ持ち込み、一部食材の投入や再加熱等の調理は可能でしょうか。	不可とします。下処理後、すべてアレルギー専用調理室にて調理することとします。
75	要求水準書(案)	85	第10	4	(3)	イ	(イ)	d		配送	適温管理ができていれば、保冷材の有無は提案者に委ねるものとしてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
76	要求水準書(案)	85	第10	4	(3)	カ	(イ)			コンテナへの積み込み	ジャム、チーズ、ソース類は小袋でしょうか。	御理解のとおりです。
77	要求水準書(案)	85	第10	4	(3)	カ	(イ)			コンテナの積み込み	配送時、ジャムなどの仕分けはビニールでよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

(仮称) 盛岡学校給食センター整備運営事業 実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見に対する回答

【要求水準書(案)に関する質問】

(令和元年10月18日公表)

No	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	(a)	項目名	質問の内容	回答
78	要求水準書(案)	86	第10	5	(1)	ア				業務範囲	パンの配送について、P.7(3)業務範囲「(参考)運営に関して市が実施する主な業務は次のとおりである。」では、主食(パン、麺)・牛乳・直送品の配送と記載されていますが、どちらが正しいでしょうか。 また、上記の結果パンをセンターにて扱う場合、 ①どの諸室にて受入・検収を想定されていますでしょうか。 ②納品される形態と、想定される納品時間をご明示ください。 ③想定しているコンテナへの格納方法をご明示ください。	パンの配送は、本事業には含みません。なお、要求水準書(86頁)「業務範囲」の文中「パン、」を削除します。
79	要求水準書(案)	89	第10	6	(3)	ア				残食計量業務	都南学校給食センター残菜等計量結果が示されていますが、脱水され減量化された状態での数値でしょうか。	水切りした状態での数値です。
80	要求水準書(案)	89	第10	6	(3)	イ				残滓等処理業務	堆肥等にリサイクルした場合、引受先等がありますでしょうか？	市が想定する引受先はありません。事業者にて確保してください。
81	要求水準書(案)	88	第10	6	(1)	サ				洗浄業務	トレイは、長期休業期間以外学校での保管になるのでしょうか。また、トレイ専用の保管機等も必要でしょうか？	要求水準書に関する質問書回答No45を参照ください。食器と同様、毎日洗浄しセンターで保管します。なお、トレイを専用とする保管機等は不要です。
82	要求水準書(案)	92	第10	8	(3)					更新等	食器類、食缶及び食器かご類の事業期間中における更新回数をご明示ください。	1回分を想定しています。
83	要求水準書(案)	92	第10	8	(3)	ア				運営備品更新業務	食器類、食缶及び食器かご類の更新は、事業期間中にどれくらいの回数を見込んでいますでしょうか。	要求水準書に関する質問書回答No82を参照ください。
84	要求水準書(案)	92	第10	8	(3)	イ				運営備品更新業務	コンテナなどの板金類は、他類似案件で事業期間中更新を見込まないことが一般的です。長期性能維持は事業者努力になりますので、更新の要不要は事業者提案にさせていただけないでしょうか。	更新の判断まで含めて事業者提案とします。なお、引き渡しにあたっては、少なくとも1年以上は修繕・更新が必要とされない状態としてください。
85	要求水準書(案)	資料1	-	-	-	-	-	-	-	食数の推測値	R.9年度より提供食数が1,000食以上増加しておりますが、R.8~9年度の間どのような計画があるのでしょうか。	令和9年度の(仮称)盛岡学校給食第二センターの供用開始により、配送校の変更を予定しています。
86	要求水準書(案)	資料1	-	-	-	-	-	-	-	(参考)食数の推計値	入札公告時には、入札価格算定の前提となる令和19年度までの食数をお示しいただけるという理解でよろしいでしょうか。	提案に必要な食数は入札公告時に公表します。

(仮称) 盛岡学校給食センター整備運営事業 実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見に対する回答

【要求水準書(案)に関する質問】

(令和元年10月18日公表)

No	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目名	質問の内容	回答
87	要求水準書(案)	資料1	-	-	-	-	-	-	-	配送校の児童・生徒数・学級数	令和13年度までの計画は示されておりますが、事業期間内における食数及び学級数の推移をお示し頂けますでしょうか。	要求水準書に関する質問書回答No86を参照ください。
88	要求水準書(案)	資料2	-	-	-	-	-	-	-		本施設までの道路計画は入札公告時に示されるのでしょうか。	入札公告時に公表します。
89	要求水準書(案)	資料2	-	-	-	-	-	-	-		北側、西側、東側の道路断面図、及び歩道の幅員をご教授ください。	入札公告時に公表します。
90	要求水準書(案)	資料2	-	-	-	-	-	-	-		敷地及び道路の高さをご教授ください。	入札公告時に公表します。
91	要求水準書(案)	資料2	-	-	-	-	-	-	-		周辺道路(地区計画内)の信号機、横断歩道の位置(予定)をご教授ください。	現段階では未定です。
92	要求水準書(案)	資料2	-	-	-	-	-	-	-		北側、西側、東側の道路が、通学路に指定される可能性があれば、ご教授ください。	現段階では未定です。
93	要求水準書(案)	資料6	-	-	-	-	-	-	-	諸室リスト	諸室計画については、要求水準書本文を基準とし、資料6の内容については参考と考えて宜しいでしょうか？	原則として、双方を満たす提案としてください。
94	要求水準書(案)	資料6	-	-	-	-	-	-	-		下処理エリア・皮剥室の機能で、「※にんじんは原則、手剥き」となっています。献立によっては800本を超える人参の皮剥きが必要となることが想定され、手剥きで対応することは困難です。事業者の提案に委ねるとしていただけないでしょうか。	事業者の提案に委ねます。なお、資料6「皮剥室」の文中「※にんじんは原則、手剥き」を削除します。
95	要求水準書(案)	資料6	-	-	-	-	-	-	-	検収室	デザートは…一時保管するデザート用冷蔵庫への動線に…とありますが、デザート用冷蔵庫はどの部屋に設置するとのお考えでしょうか。貴市のお考えをご教授願います。	デザート用冷蔵庫の設置場所は、事業者の提案に委ねます。なお、要求水準書(80頁)「食品の保管及び管理」を参照ください。
96	要求水準書(案)	資料6	-	-	-	-	-	-	-	検収室	(2)肉・魚用、豆腐用とありますが、豆腐の荷受・検収作業も肉・魚用の荷受室・検収室で実施するとの理解で宜しいでしょうか。貴市のお考えをご教授願います。	御理解のとおりです。

(仮称) 盛岡学校給食センター整備運営事業 実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見に対する回答

【要求水準書(案)に関する質問】

(令和元年10月18日公表)

No	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	(a)	項目名	質問の内容	回答
97	要求水準書(案)	資料6	-	-	-	-	-	-	-	配膳室改修	改修費の積算をするうえで具体的な資料が必要と考えています。今後配膳室の改修図面等は公表いただけるのでしょうか。	現行の図面等については提示しますが、改修内容については、事業者提案としますので、入札公告時に示す資料9を参考にしてください。
98	要求水準書(案)	資料6	-	-	-	-	-	-	-	市職員更衣室	男女別室の更衣室を設けるとありますが、男女比又は男女それぞれのロッカー数のご提示をお願いします。	要求水準書に関する質問書回答No25を参照ください。
99	要求水準書(案)	資料6	-	-	-	-	-	-	-	駐車場	…公用車の駐車場は屋根を設けること。とありますが、配送車両用の車庫に付随して公用車スペースを設けることは宜しいでしょうか。貴市のお考えをご教授願います。	可とします。
100	要求水準書(案)	資料6	-	-	-	-	-	-	-	駐車場	来客用(見学者)用バスの駐車場は必要でしょうか。ご教授ください。	バス専用の駐車マスは必須ではありませんが、バスが駐車可能なスペースを確保してください。
101	要求水準書(案)	資料6	-	-	-	-	-	-	-	駐車車	大型バスの駐車場は必要でしょうか。	要求水準書に関する質問書回答No101を参照ください。
102	要求水準書(案)	資料7	-	-	-	-	-	-	-	AV機器	DLPプロジェクターの明るさが●ルーメン以上となっています。基準となる数値をご明示ください。	「3000ルーメン以上」です。なお、資料7「AV機器」の文中「●ルーメン以上」を「3000ルーメン以上」と訂正します。
103	要求水準書(案)	資料8	-	-	-	-	-	-	-	運営備品リスト	食缶の使用組み合わせを御提示をお願いします。	次のとおりです。 主食：ごはん用食缶 汁物：汁用食缶 主菜：主菜用食缶かてんぷら用バット 副菜：副菜用バット デザート：デザート用食缶もしくはビニール袋 牛乳：牛乳回収缶
104	要求水準書(案)	資料8	-	-	-	-	-	-	-	食缶	全ての食缶が1個/1クラスとなっておりますので、ご飯用食缶は1個/1クラスで良いでしょうか。	御理解のとおりです。なお、資料8「ご飯用食缶」の文中に「1個/1クラス」を追加します。
105	要求水準書(案)	資料8	-	-	-	-	-	-	-	牛乳回収缶	オールステンレス製とございますが、こういった理由でオールステンレス製なのでしょうか。	誤記です。なお、資料8「牛乳回収缶」の文中「オールステンレス製」を「ステンレス製」と訂正します。
106	要求水準書(案)	資料8	-	-	-	-	-	-	-	運営備品リスト	食缶等の仕様で9Lを10L。12L・13Lを14Lとして見込んで可しいでしょうか？	可とします。

(仮称) 盛岡学校給食センター整備運営事業 実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見に対する回答

【要求水準書(案)に関する意見・提案】

(令和元年10月18日公表)

No	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目名	質問の内容	回答
1	要求水準書(案)	2	第1	3	(2)					要求水準の変更 手続	要求水準書を変更する場合、事前に事業者へ通知する、とありますが、要求水準の変更が必要な場合には、貴市及び事業者の双方よりその事由を通知し、協議のうえに変更することが望ましいと考えます。ご検討ください。	市と事業者で協議の上、内容確定後の手続きとして通知することを想定しています。一方的な通知は想定していません。
2	要求水準書(案)	11	第1	9	(2)					保険	事業者は普通火災保険に加入すること、とありますが、BTO方式の事業においては発注者が火災保険の加入等の措置を取られるケースが多いと理解しています。本事業においても、建物所有者である貴市が火災保険に加入されることについてご検討ください。	事業者の業務上の失火による損害に起因して第三者が保険金を市に支払った場合の求償も想定されるため、保険の付保を求めています。
3	要求水準書(案)	12	第2	1						敷地緑化	給食センターは、日本標準産業分類上「7721配達飲食サービス業」に該当し、工場立地法に示される特定工場に該当しないとの考えもあります。より良い施設の配置等が可能となるよう敷地緑化率の緩和を要望します。ご検討をお願いします。	不可とします。
4	要求水準書(案)	57	第9	2	(1)					ボイラー運転 管理者	ボイラー運転管理者の資格として「1級ボイラー技士」以上の資格を有することとありますが、機器によって必要な資格が異なることから、オーバースペックであると思慮します。一方、人数については「必要に応じて設置する」との記載があります。配置する人数、資格のいずれも必要に応じて事業者提案とする、とされては如何でしょうか。ご検討ください。	検討します。
5	要求水準書(案)	57	第9	2	(1)	ア	(ア)			ボイラー運転 管理者	「1級ボイラー技士以上の資格を有すること。」と定めがありますが、真空式温水ヒーターの普及に伴い1級ボイラー技士取得要件の実務経験を満たすボイラー設置数が減少しているため「設置するボイラーの規模に応じたボイラー技士の資格を有すること。」との緩和いただけないでしょうか。	要求水準書(案)に関する意見・提案書回答No4を参照ください。
6	要求水準書(案)	67	第9	8	(2)					給食エリア	給食エリア内の清掃業務が維持管理業務に含まれておりますが、給食エリア内の日常・定期清掃は運営業務事業者にて実施されるのが一般的でありますので、運営業務へ移管いただけないでしょうか。	原案のとおりとしますが、各業務を維持管理企業、運営企業のどちらが行うかについては、事業者の提案に委ねます。
7	要求水準書(案)	69	第9	8	(3)		(ア)			廃棄物処理	運営業務に伴い発生する給食関係廃棄物等(残采類、廃油、容器、飲み残し等)は運営業務事業者にて処理されるのが一般的と思われしますので、運営業務へ移管いただけないでしょうか。	原案のとおりとしますが、各業務を維持管理企業、運営企業のどちらが行うかについては、事業者の提案に委ねます。

(仮称) 盛岡学校給食センター整備運営事業 実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見に対する回答

【要求水準書(案)に関する意見・提案】

(令和元年10月18日公表)

No	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目名	質問の内容	回答
8	要求水準書(案)	83	第10	4	(2)	ア				献立及び提供食数等の指示	入札公告時に公表されます想定する献立の調理指示書も公表頂けますようご検討をお願いいたします。	入札公告時に公表します。
9	要求水準書(案)	86	第10	5	(3)	イ				配送・回収計画書	現在の配送ルートを公表頂けますようご検討をお願いいたします。	入札公告時に公表します。
10	要求水準書(案)	資料6	-	-	-	-	-	-	-	皮剥室	「野菜下処理室に隣接させ、カウンター等を通して食材のみを移動できるようにすること」とありますが、「泥付き野菜の取扱いにも考慮すること」とありますので、皮剥室は検収室を挟み野菜下処理室と離して設置してはいかがでしょうか。また、下処理室から煮炊き調理室へカウンター等を通して食材のみを移動できるようにしてはいかがでしょうか。	衛生的かつ効率的な作業動線となる配置とし、事業者提案とします。
11	要求水準書(案)	資料6	-	-	-	-	-	-	-	配膳室改修	改修費の積算精査を上げるため、具体的な寸法や仕様等が示された改修図面等の公表を希望します。ご検討をお願いします。	入札広告時に公表します。